

アカミミガメを 野外に放さないで！



外来生物法に基づき条件付特定外来生物^{*}に指定

* 特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)、キバラガメ、カンバーランドキミミガメの3亜種が対象です

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。
また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えられます。

手続きなしでできること

- 一般の方がペットとして飼育することができます。
- 水族館や学校等での飼育については、アカミミガメが逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。(裏面参照)
- 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

法律で禁止されること

- 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。
適切な飼育を行わずにアカミミガメが逃げ出した場合でも違法となります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること(頒布)は禁止されます。(例：景品やおみやげとして配るなど)
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。

※ 目的次第では許可を受けることにより可能となる場合もあります。

※ これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。

※ 動物愛護管理法においてもペットのカメを捨てること(遺棄)は禁止されています。



最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、大きくなって邪魔になったから、
引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか？
どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法となります。
あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。



環境省

参考 Youtube 動画



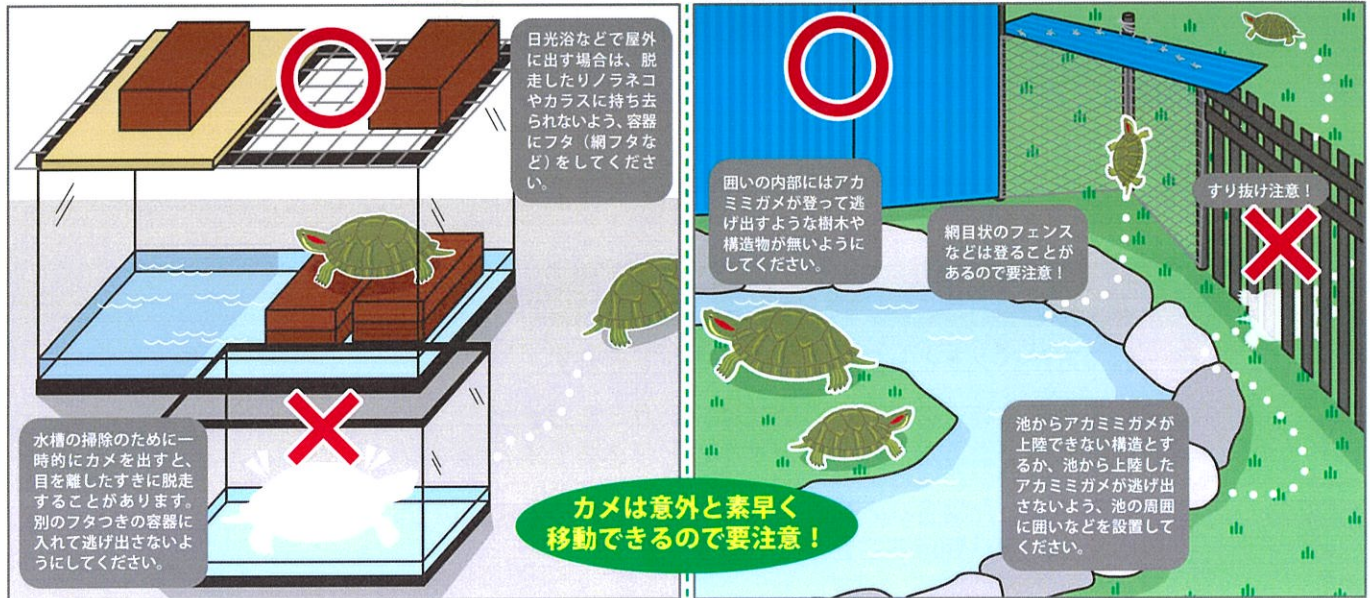
現在、 アカミミガメを 飼育している方へ

- ▶ **決して野外に放さないでください。** 寿命を迎えるまで大切に飼育してください。
- ▶ 下の「飼育のポイント」を参考にして、カメが**自力で逃げ出さないような方法で飼育してください。**
- ▶ 繁殖させることに規制はかかりませんが、増えた個体も放すことは禁止されますので、寿命を迎えるまで飼育することが必要です。

水槽などの容器で飼育している場合

逃がさないための飼育のポイント

庭の池などで飼育している場合



参考 逃がさないための飼育の基準の詳細は、順次 HP に掲載予定です。



飼う前にもう一度
よく考えましょう

これからアカミミガメを飼育したいとお考えの方へ

- ▶ アカミミガメの販売は規制されているため、ペットとして**新たに購入することはできません**。他者から譲り受けたり、野外で捕まえてきて飼育することはできますが、いったん飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されているためできません。**野外で捕まえたものを安易に持ち帰ることのないようにしましょう。**
- ▶ アカミミガメは、飼育下での寿命が約 30 年ととても長生きです。また、生まれたときは 3 cm 程度ですが、成長すると甲羅の部分だけでオスは 20cm、メスは 30cm 近くまで大きくなり、飼育には大型の水槽や容器が必要になります。

チェック
ポイント！

- 30 年後、あなたは何歳になっていますか？どんな生活を送っているか想像してみてください。大きくなったアカミミガメの世話（日々のエサやり、大型水槽の水換え、日光浴、病気になった時の動物病院での治療など）を続けられますか？
- 飼い続けることができない、新しい飼い主も見つからない等により、ちゃんと世話がされないカメは不幸になります。だからといって野外に放すことは許されません（法律違反となります）。約 30 年も生きるカメが寿命を迎えるまで本当に飼い続けることができるのか、迷いや心配があれば、飼わないことを決断することも大切です。

どうしても飼い続けることができなくなった場合

ご自身で譲渡先、引取り先を探してください。

譲り渡す際には、譲渡する相手に最後まで飼い続けること、決して野外に放してはいけないこと等を必ず伝えてください

アメリカザリガニも条件付特定外来生物に指定されます▶



環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル

0570-013-110

IP 電話等の場合

06-7739-7899

受付時間 AM9:00 ~ PM5:00
(12/29 ~ 1/3 は除く)



許可申請等を希望される方は地方事務所へ

通話料は発信者の負担となります



日本の外来種対策



アカミミガメ



規制情報